

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
 - 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
 - 議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
 - 議案第7号 令和8年度農業委員会総会等の開催日(案)について
 - 議案第8号 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定による変更承認申請について
- 5 報告事項
 - (1)開墾による新たな農業用地と供することの届出の受理状況について
- 6 その他
- 7 閉会

○出席委員

農業委員(17名)

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員、春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、市川壽善委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員、竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員(15名)

中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員、高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員、小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員、高山弥委員

○欠席委員 大澤操委員、芋川一浩委員、丸山和広委員、小林剛委員、北澤公司委員

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	佐々木 篤博
〃 事務局長補佐	芋川 隆志
〃 事務局	矢嶋 裕貴

(開会)
事務局 (佐々木局長)

(午後 3 時 30 分)

皆様お集まりいただきましたので、ただ今から令和 7 年 12 月総会をはじめさせていただきます。

それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 17 名、推進委員 17 名中 15 名であります。

なお、本日欠席の方で連絡をいただいております委員さんを申し上げます。農業委員ですが、9 番、大沢操委員、11 番、芋川一浩委員、12 番、丸山和広委員でございます。推進委員におかれましては中野地区の小林剛委員、永田地区の北澤公司委員から、欠席の連絡をいただいておりますのでお願いいたします。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 5 番、高橋直樹委員、7 番池田眞貴子委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。また、事前の連絡もありませんでしたので、本日は該当なしといたします。

日程 4、付議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (芋川局長補佐)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号 1 番、新野、〇〇〇〇、新野、〇〇〇〇、新野〇〇〇〇、田、3291 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 2 番、西二丁目、〇〇〇〇、横浜市、〇〇〇〇、〇〇〇〇、吉田 〇〇〇〇、畑、137 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 3 番、吉田、〇〇〇〇、須坂市、〇〇〇〇、吉田〇〇〇〇、畑、466 平方メートル、経営規模拡大のため

番号4番、永江、〇〇〇〇、長野市、〇〇〇〇、永江〇〇〇〇、田、420平方メートル、経営規模拡大のため

番号5番、上今井、〇〇〇〇、相模原市、〇〇〇〇、上今井〇〇〇〇、畑、1089平方メートル、経営規模拡大のため

P2 番号6番、岩船、〇〇〇〇、七瀬、〇〇〇〇、七瀬〇〇〇〇、畑、外3筆、総面積2217平方メートル、経営規模拡大のため

番号7番、越、〇〇〇〇、越、〇〇〇〇、越〇〇〇〇、畑、8.07平方メートル、経営移譲のため

番号8番、山ノ内町、〇〇〇〇、深沢、〇〇〇〇、深沢〇〇〇〇、畑、909平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号1番から8番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。

このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号を原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

番号1番 申請者、東山、〇〇〇〇、申請地、東山〇〇〇〇、田、1368平方メートル、共同住宅敷地、

高齢化や後継者不足のため農業経営規模を縮小するに至り、土地有効利用のため、アパートを建築したい。

2種農地 法5-②-II（消極的2種）

以上であります。

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第2号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐） 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 東京都目黒区、〇〇〇〇、中央一丁目、〇〇〇〇、中野〇〇〇〇、田、271平方メートル、

住宅敷地、申請地と隣接する住宅をリフォームおよび申請地を宅地拡張して販売物件としたいため。

2種農地 法5-②-II（消極的2種）、既存宅地 311平方メートル、合計敷地面積 582平方メートル

番号2番 吉田、〇〇〇〇、吉田、〇〇〇〇、吉田〇〇〇〇、田、259平方メートル、住宅敷地、

現在アパート住まいであるが、将来の家族構成を見据え、申請地を使用貸借し住宅を建築したい。

2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号3番 新保、〇〇〇〇、新保、〇〇〇〇、新保〇〇〇〇、畑、273平方メートル、住宅敷地、

現在アパートに住んでいるが手狭となったため、申請地を使用貸借し住宅を建築したい。

2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号4番 西東京市、〇〇〇〇、江部、〇〇〇〇、江部〇〇〇〇、畑、1261平方メートル、建売住宅敷地、

申請地を取得し、5戸の建売住宅を建築したい。2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号5番 須坂市、〇〇〇〇、赤岩、〇〇〇〇、赤岩〇〇〇〇、田、外1筆、総面積711平方メートル、住宅敷地、

現在、須坂市内のアパート住まいであるが、中野市内の実家近くに申請地を取得し住宅を建築したい。

2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号6番 諏訪町、〇〇〇〇、東山、〇〇〇〇、東山〇〇〇〇、田、585平方メートル、資材置場・駐車場敷地、

申請地に隣接する資材置場・駐車場敷地が事業拡大により手狭となり

拡張したい。

2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号7番 竹原、〇〇〇〇、吉田、〇〇〇〇、吉田〇〇〇〇、畑、1249平方メートル、特定建築条件付売買予定地敷地、

申請地を取得し特定建築条件付売買予定地として5区画の宅地としたい。2種農地 法5-②-II（消極的2種）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第3号を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第3号を原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第4号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について（説明）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号を意見無しとすることについて賛成委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。議案第4号については意見なしとすることに決しました。

次に、議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について（説明）

以上であります

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第5号について、要請することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第5号を要請することに決しました。

次に、議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
（説明）
以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第6号 について意見なしとすることに賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第6号は意見なしとすることに決しました。

次に進みます。議案第7号 青年等就農計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第7号 令和8年度農業委員会総会等の開催日（案）について
（説明）
以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第7号について原案通りすることに賛成委員の挙手をお願いします。挙手全員であります。よって、議案第7号は原案通りとすることに決しました。

次に進みます。議案第8号 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定による変更承認申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（矢嶋主査）

議案第8号 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定による変更承認申請について
（説明）
以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第8号について意見なしとすることに賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第8号は意見なしとすることに決しました。

議長（増田会長）

本日お願いしておりました議事は、以上となります。全体を通して何か質問などありますでしょうか。無いようですので、事務局へお返しし

ます。

- 事務局（佐々木局長） 増田会長お疲れ様でした。つづいて日程5 報告事項 に入ります。
- 事務局（芋川局長補佐） 報告事項（1）開墾による新たな農業用地に供することの届出の受理状況について
（説明）
以上です。
- 事務局（佐々木局長） ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。
無いようですので、次に進みます。
続いて、日程6 その他 に入ります。

（説明）
- 事務局（佐々木局長） 全体を含めて何かありましたらお願いします。
ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。
（午後4時30分 閉会）

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

中野市農業委員会長（議長） 増田 善行

署名委員 高橋 直樹

署名委員 池田 眞貴子